道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二十六項中「使用の過程にある二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって」を「平成三十三年八月三十一日以前に製作された二輪自動車（平成二十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において」に改め、「、当分の間」を削り、同条第二十七項の次に次の四項を加える。

28　次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十八年九月三十日以前に製作された自動車

二　平成二十八年十月一日から平成三十四年八月三十一日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量（自動車の構造、装置及び性能を勘案し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の観点から十分許容される最大の質量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十五年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　平成二十八年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成二十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十八年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十四年八月三十一日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十五年八月三十一日）以前に製作された輸入自動車

29　次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号又は第百十八条第一項第三号ロの規定中「ＷＨＩＴＥ２」を「ＷＨＩＴＥ２Ｒ」に読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのＲポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の技術的な要件（同規則第三改訂版の規則６・２・１・１・に限る。）に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十四デシベルを超えない構造であればよい。

一　平成二十八年九月三十日以前に製作された自動車

二　平成二十八年十月一日から平成三十四年八月三十一日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十五年八月三十一日）までに製作された自動車

イ　平成三十二年八月三十一日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十二年九月一日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十四年九月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十二年八月三十一日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十四年八月三十一日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下の自動車にあっては平成三十五年八月三十一日）以前に製作された輸入自動車

30　二輪自動車であって、平成三十三年八月三十一日以前に製作されたもの（平成二十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい。

31　使用の過程において二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものについては、細目告示第百十八条及び第百九十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第百十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい。

第七十一条第十三項中「二輪の原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）」を「平成三十三年八月三十一日以前に製作された二輪の原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるもの（平成二十八年十月一日以降に型式の認定を受けたものを除く。）に限る。）」に改め、「、当分の間」を削り、同条第十四項中「細目告示第二百五十二号」を「細目告示第二百五十二条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

15　二輪の原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）であって、平成三十三年八月三十一日以前に製作されたもの（平成二十八年十月一日以降に型式の認定を受けたものを除く。）については、細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。